

朝霞市 女性の職業選択に資する情報の公表について（令和7年度）

朝霞市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）の規定に基づき、下記のとおり情報を公表します。

1 採用した職員に占める女性職員の割合

	男性	女性（A）	男女計（B）	令和6年度 女性の割合 （A／B）
事務職等	17人	11人	28人	39.29%
保育士	1人	10人	11人	90.91%
会計年度任用職員	35人	275人	310人	88.71%
職種計	53人	296人	349人	84.81%

2 平均した継続勤務年数の男女の差異

	男性（A）	女性（B）	令和7年4月1日現在 割合（B／A）
事務職等	17.0年	14.0年	82.4%
保育士	12.0年	15.1年	125.8%
技能労務職	29.1年	24.1年	82.8%

3 職員一人当たりの各月の超過勤務状況

常勤職員の超過勤務状況（再任用短時間勤務職員を除く） 令和6年度

	総超過勤務時間数 (時間)	総人数 (人)	平均時間数 (時間)
令和6年4月	6,932	486	14.26
令和6年5月	4,917	467	10.53
令和6年6月	5,011	442	11.34
令和6年7月	5,873	637	9.22
令和6年8月	5,507	665	8.28
令和6年9月	5,063	479	10.57
令和6年10月	4,937	520	9.49
令和6年11月	4,736	432	10.96
令和6年12月	3,451	428	8.06
令和7年1月	3,944	423	9.32
令和7年2月	4,215	483	8.73
令和7年3月	9,168	513	17.87

会計年度任用職員の超過勤務状況 令和6年度

	総超過勤務時間数 (時間)	総人数 (人)	平均時間数 (時間)
令和6年4月	220	77	2.86
令和6年5月	134	66	2.03
令和6年6月	239	82	2.91
令和6年7月	120	71	1.69
令和6年8月	46	24	1.92
令和6年9月	182	80	2.28
令和6年10月	405	96	4.22
令和6年11月	308	94	3.28
令和6年12月	175	79	2.22
令和7年1月	261	82	3.18
令和7年2月	166	75	2.21
令和7年3月	154	29	5.31

4 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

令和7年4月1日現在

区分	職員数	内女性	割合
部次長級以上	31人	3人	9.7%
課長級以上	73人	9人	12.3%
課長補佐級以上	142人	33人	23.2%
係長級以上	283人	60人	21.2%

5 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

令和7年4月1日現在

区分	職員数	内女性	割合
部長級	15人	2人	13.3%
部次長級	16人	1人	6.3%
課長級	42人	6人	14.3%
課長補佐級	69人	24人	34.8%
係長級	141人	27人	19.1%

6 男女別の育児休業取得率及び平均取得日数

令和6年度

	取得率	平均取得日数
女性	100%	869.6日
男性	90.9%	80.8日

7 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

令和6年

	取得率	平均取得日数
配偶者の出産休暇	89.5%	1日5時間56分
育児参加休暇	70.0%	4日5時間8分

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：埼玉県朝霞市役所

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	64.4%
全職員	66.1%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	102.4%
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	96.7%
本庁係長相当職	95.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.9%
31～35年	88.8%
26～30年	88.6%
21～25年	87.7%
16～20年	88.9%
11～15年	84.1%
6～10年	93.1%
1～5年	89.9%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち会計年度任用職員については、令和6年4月から令和7年3月までの令和6年度の全期間任用されていた職員を対象とし、集計している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。